

嘉麻市自治基本条例（仮称）の検討に関する報告書

平成20年6月27日

嘉麻市自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム

嘉麻市自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム（以下「職員PT」という。）は、平成19年8月1日に松岡市長から、次の事項について検討するよう任命を受け、計19回にわたる協議を行いました。

- 1 自治基本条例の目的や条例に盛り込むべき内容等について、行政の立場から検討すること。
- 2 自治基本条例検討委員会の運営を支援すること。
- 3 検討した内容等に基づいて、自治基本条例の素案を自治基本条例検討委員会と協働して策定すること。
- 4 必要に応じて地域等説明会を実施すること。

第2項から第4項に関する業務については条例案の完成まで引き続き実施していく予定ですが、第1項に定める条例に盛り込むべき内容等の検討については自治基本条例に関する先進事例研究・キーワード抽出・前文案の作成等を行いながら一定のとりまとめができましたのでここに報告します。

なお、本報告書については、内容ごとに異なる担当者が調査及び記述をしているため、体裁の一貫性が図れていない部分がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

【 目 次 】

○ 前文	1
○ 条例に盛り込みたい内容	
1 総則	3
2 基本原則	5
3 市民の権利・責務	7
4 市議会の役割	8
5 執行機関の役割	10
6 情報の共有	12
7 参画	14
8 協働	16
9 住民投票	17
10 国その他の機関との連携	19
11 条例の検討・見直し（検証）	20
○ 資料	
資料1 自治基本条例を検討する際に調査した用語	21
資料2 その他前文案	28
資料3 職員PT設置要綱	32
資料4 職員PT委員名簿	33
資料5 職員PT開催経過	34

○ 前文

前文については、職員PT全員で前文案を作成し、次の3つの採用案を決定した。なお、その他の前文案については巻末の「資料2 その他前文案」に掲載する。

採用案 1

わたしたちの嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、遠賀川の源や多くの山々を有するなど、水と緑が非常に豊かな地域で、それらの自然からの恩恵をふんだんに享受しています。また、福岡都市圏や北九州都市圏などの主要都市とほぼ等距離に位置しており、経済や交通の要所としての潜在能力を秘めています。

嘉麻の歴史は、奈良時代頃から始まり、古くは「鎌の屯倉」として穀倉地帯を形成し、特に、明治中期に入ってから、石炭産地帯として日本の産業エネルギーの一翼を担い、非常に目ざましい発展を遂げました。その後、昭和30年代末からは、高度経済成長期のエネルギー革命によって、産業エネルギーの中心が石炭から石油や天然ガスへと次第に移行しました。それにつれ、石炭産業で栄えた嘉麻市を含めた筑豊地区は、現在に至るまで、大幅に人口が減少するなど当時の勢いを失いつつあります。しかし、そのような時代の流れの中でも、先人から受け継がれた伝統や文化は、いまだ大切なものとして根強く残っています。

地方分権が推進される昨今では、その地域に最適なまちづくりをその地域の人々が行うということが求められるようになりました。嘉麻市においても、わたしたちがわたしたちのためのまちづくりを行うために、市の最高規範となる自治基本条例を制定し、「産炭のまち」から人を育む「産人のまち」に生まれ変わるための基本的な原則を明確にする必要があります。

わたしたちは、市民と行政がそれぞれ果たす役割を認識し、相互に補完しながら、教育・文化・福祉等の各分野の発展を目指した総合的なまちづくりを行い、すべての市民が安心して安全に生活のできる嘉麻市の未来を創造しなければなりません。このことは、わたしたちが創造した環境で育まれる子どもたちの未来を擁護するものでもあります。

わたしたちは、このまちの風土や歴史を活かした市の未来を考える上での基本的な原則として、この条例を制定します。

採用案 2

平成18年3月27日、旧山田市・旧稲築町・旧碓井町・旧嘉穂町の合併により嘉麻市が誕生しました。市内を南北に流れる遠賀川によって古くから結ばれていた旧1市3町は、遠賀川源流の恵みを受けた美しい水と緑、豊かな実りに満ち、人情味あふれる人々が暮らしています。

かつて私たちのまちは、炭鉱都市として賑わい、日本の産業エネルギーの一翼を担う『産炭のまち』でもありました。戦争や炭鉱の閉山など、激動の時代を人々は肩を寄せ合い、支えあって暮らしてきました。これからも私たちは、人と人との繋がりや心のふれあいを大切に、地域の宝である人を育てる『産人のまち』を築いていきます。

いま、私たちを取り巻く環境は、日々刻々と変化しています。時代の流れを把握し、変化に対応しながら、ふるさとへの愛着と誇りを胸に、この緑薫る豊かな自然を慈しみ、先人から受け継いだ伝統・文化を尊び、さらに良いまちにして次世代を担う子どもたちへ引き継いでいかねばなりません。市民・市議会・行政が知恵を出し合い、協働し、一人ひとりの思いが生かされる嘉麻市らしいまちづくりを目指していかねばなりません。

嘉麻市に生きる私たちは、自らに与えられた権利と課せられた責務を重く受け止め、自らの意思と責任において『嘉麻市づくり』の担い手となることを目指し、ここに嘉麻市自治基本条例を制定します。

採用案 3

「幸せ」とは何でしょう。人それぞれ多様な価値観を持っていますので、一概には言えないものだと思います。しかし、人は幸せを感じたとき、自然と「笑顔」になっているのではないでしょうか。

私たちが暮らす嘉麻市は、人情味あふれる、緑豊かなまちです。

私たちは、先人たちが築き上げてきた歴史、文化、自然を活かし、未来を担う子どもたちが健やかに育つことができる「笑顔」あふれるまち嘉麻市にするため、市民、市議会、行政が楽しく明るいアイデアを出し合える環境を創造しなければなりません。

嘉麻市で生活する私たちが「幸せ」を実感し、嘉麻市を「笑顔」あふれるまちにするため、ここに嘉麻市自治基本条例を制定します。

○ 条例に盛り込みたい内容

条例に盛り込みたい内容を検討する前に、用語の共通認識と共有化を図る必要があると考え、条例に盛り込みたいキーワード（以下「用語」という。）の抽出調査（「資料1 自治基本条例を検討する際に調査した用語」に掲載。）を行い、その後、近畿大学九州短期大学 下村孝教授から示された「自治基本条例 標準仕様」を基本とし研究検討を行い、条例に盛り込みたい内容を骨子ベースにて作成した。

1 総則

条例に盛り込みたい内容

(1) 目的

- ① 自治の基本理念や基本原則を明確にする。
- ② 市民と市の役割や責務を明確にする。
- ③ 自治の推進を図る。

(2) 条例の位置付け

- ① 自治の最高規範とする。
- ② 条例に定める事項を最大限尊重する。
- ③ 条例に則り、条例、規則の体系化等の基本的な整備を行う。

(3) 定義

※ 条例素案作成の中で検討

(1) 目的

【検討内容】

- ・伝統と文化を次世代に引き継ぐため。
- ・自然や風土を大切にするため。
- ・市民相互が約束するため。
- ・健康で心ゆたかなくらし。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・自治の基本理念や基本原則を明確にする。
- ・市民の権利や責務、市長、議会、議員及び市の執行機関の役割や責務を明確にする。
- ・まちづくりの基本事項を定める。
- ・自治の推進を図る。
- ・伝統と文化を次世代に引き継ぐため。

- ・自然や風土を大切にするため。
- ・市民相互が約束するため。
- ・健康で心ゆたかな暮らしを目指す。

(2) 条例の位置付け

【検討内容】

- ・嘉麻市の自治の最高規範とし、最大限尊重しなければならない。
- ・市は、この条例の理念にのっとり市政運営、施策の実現のため基本的な制度の整備に努める。
- ・条例、規則の体系化を図る

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・この条例は、嘉麻市の自治の最高規範とする。
- ・市民、市はこの条例に定める事項を最大限尊重しなければならない。
- ・市は、この条例の理念にのっとり市政運営、施策の実現のため基本的な制度の整備に努める。
- ・市は、条例、規則の体系化を図る。

(3) 定義

【検討内容】

- ・現段階では以下の用語を定義するが、各章検討後、随時追加・変更していく。
- ・市民 → 市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいう。
- ・市 → 議会、市長及び市の執行機関をいう。
- ・参画 → 市民が議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参加すること。
- ・協働 → 市民及び市がそれぞれの役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう
- ・まちづくり → 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市民 → 市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいう。
- ・市長等 → 市長及び市の執行機関をいう。
- ・参画 → 市民が議会及び市の執行機関による政策の立案、実施及び評価の各過程において、意見を表明し、行動し、又は参加すること。
- ・協働 → 市民、議会および市長等がそれぞれの役割分担に基づき、互いの特性を尊重しながら、対等な立場で協力し合うことをいう。
- ・まちづくり → 快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう

2 基本原則

条例に盛り込みたい内容

(1) 基本理念

- ① 自治の主体は市民（市民主権）である。
- ② 市民と市の役割と責務を分担し、まちづくりを進める。

(2) 基本原則

- ① 自治の主体は市民である。
- ② 市民及び市は、それぞれが保有する情報を提供し、共有すること。
- ③ 市は、市民の市政への参画を保障するとともに市民の意思を尊重すること。
- ④ 市民と市は、対等な立場で役割と責務を分担し、協力しあうこと。
- ⑤ 市民と市は、自然・歴史・風土を守る。

(1) 基本理念

【検討内容】

- ・基本理念を位置づけるかどうかの検討
 - 前文等と重複し不要では。
 - 前文を読まずに条文から読む人もいるため、残していた方が親切では。
- ・内容について
 - 人権、郷土愛を理念に位置づけたい。
 - 人権は憲法に定められる基本的な権利であるため位置づけられないほうがよい。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・全体のバランスが明確になった後、基本理念の位置づけの是非について再考。現時点では削除しない。
- ・まちづくりは、市民が主体であること。
- ・市政は、主権を有する市民の信託によるもので、議会及び市長はその信託に応えること。
- ・郷土愛、ふるさと、自然を大切にすること。

(2) 基本原則

【検討内容】

- ・「住民自治」という言葉が大きすぎる。
- ・「責務を負うこと」は、重いのでは。
- ・まちづくりに関する情報に限定するべきか、提供できる情報を後章で限定するか。
- ・「推進すること」という言葉は曖昧でわかりにくい。
- ・「市民が参加しないことにつき、いかなる差別（非難）を受けないこと」は、参加について義務規定を設けた際に必要になるかもしれないが、自分の意思で市政に参画するのだから不要ではないか。
- ・定義規定の「協働」と内容的に紛らわしい表現になっている。全体バランスで調整が必要になるのでは。

- ・すべての人の人権を大切にす原則を設けてはという意見があったが、憲法での大原則で、当然の事項であり設ける必要はない。
- ・まちを愛する原則、郷土愛の原則等、まちづくりを実施するにあたり、次代につなぐ重要なものである豊かな自然・文化を尊重してはとの意見があった。適切な言葉については定まっていないが、採用したい。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・自治の原則では、「自治の主体は市民である」ということだけを位置づければよい。
- ・市民及び市は、それぞれが保有する情報を提供し、共有すること（提供できる情報については、後章で整理）。
- ・議会及び市長等は、市民の市政への参画を保障するとともに市民の意思を尊重すること。
- ・市民の市政への参画は、主体的な意思に基づくこと。
- ・市民、議会及び市長等は、対等な立場でそれぞれの役割や責務を果たし、協力しあいながらまちづくりを行うこと。
- ・市民及び市は、豊かな自然、歴史と風土を守りながらまちづくりを実施すること。

3 市民の権利・責務

条例に盛り込みたい内容

(1) 市民の権利

- ① 市の保有する情報を知ることができる。

(2) 市民の責務

- ① 市民は、まちづくりにおいてお互いの意思を尊重し合い、連携すること。
- ② 行政サービスに係る負担を分任すること。

(1) 市民の権利

【検討内容】

- ・市の責務として同じような内容が出てくるので、市民の権利についての条項は削除しても良いのでは。
- ・短い方が分かりやすいので、簡素化すると良い。
- ・市民には権利があるということを改めて知ってもらうためにも必要では。
- ・責務だけでは強すぎるので、権利もあることを伝えた方が柔らかい印象を受ける。
- ・市民が受ける行政サービスには個人差があるので、「等しく行政サービスを受ける権利」は誤解を招くため、「市民は、等しく行政サービスを受ける権利や市の保有する情報を知り権利も有する」を「市民は、市の保有する情報を知り権利を有する」とする。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市民は、市の保有する情報を知り権利を有する。

(2) 市民の責務

【検討内容】《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市民は、地域のまちづくりにおいて、市民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- ・市民は、子どもが安全、かつ、健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- ・市民は、行政サービスに係る負担を分任すること。

4 市議会の役割

条例に盛り込みたい内容

(1) 議会の役割

- ① 市政を監視する機関としての役割を果たし、機能の充実強化に努める。
- ② 市民の意思を把握し、尊重する。
- ③ 政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研修を行う。

(2) 開かれた議会運営

- ① 審議に関する情報を公開すること。
- ② 議会の会議及び活動内容に関する情報を積極的に市民に提供すること。
- ③ 広く市民の意見を聞く機会を設けること。

(3) 議員の責務

- ① 公正、かつ、誠実に職務を遂行すること。
- ② 議員としての活動について市民に対して説明するよう努めること。
- ③ 市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めること。
- ④ 市民の代表として市民の模範となるよう意識を持つこと。
- ⑤ 公正・誠実な職務の遂行と自己研磨・政治倫理の確立に努めること。

(1) 議会の役割

【検討内容】

- ・札幌市の第10条を参考にする。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議会は、市の意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。
- ・議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- ・議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(2) 開かれた議会運営

【検討内容】《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めること。
- ・議会は、議会の会議及び活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設け、開かれた議会運営の実現に努めること。

(3) 議員の責務

【検討内容】

- ・内容を充実させたほうがいいのでは。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正、かつ、誠実に職務を遂行すること。
- ・議員は、議会活動に関する情報、市政の状況等について、市民に対して説明するよう努めること。
- ・議員は、市政調査、議案提出等の権能を積極的に活用するよう努めること。
- ・議員は、市民の代表として、市民の模範となるような意識をもち、公正・誠実な職務の遂行及び自己研磨・政治倫理の確立に努めること。

5 執行機関の役割

条例に盛り込みたい内容

(1) 市長の責務

- ① 市の代表として、職務を公正、かつ、誠実に遂行すること。
(事務の管理及び執行、職員の指揮監督、人材の育成及び適材適所の配置、内部組織の運営等)
- ② 市民の意思を把握して、市民自治によるまちづくりを推進すること。
- ③ 毎年度、行政運営の基本方針とその達成状況を公表すること。
- ④ 市民が幸せに暮らすまちを目指して、市民の権利、生命及び財産を守ること。

(2) 執行機関の役割

- ① 市政情報を市民にわかりやすく提供すること。
- ② 政策の立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たすこと。
- ③ 組織の連携及び調整により、総合的な行政サービスを提供すること。

(3) 職員の責務

- ① 誠実、公正、かつ、能率的に職務を遂行すること。
- ② 市民と協働の視点に立ち、市民の信頼獲得及び満足度の向上に努めること。
- ③ 行政運営を適法、かつ、公正なものにするよう努めること。

(1) 市長の責務

【検討内容】

- ・「人材育成」という文言を入れる。
- ・執行機関（市）の組織についての要素を含める。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市長は、市の代表者として、事務の管理及び執行、職員の指揮監督、人材の育成及び適材適所の配置、内部組織の運営その他の職務を公正、かつ、誠実に遂行しなければならない。
- ・市長は、市民の意思を把握して、市民自治によるまちづくりを推進するための行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点での市政の運営を行わなければならない。
- ・市長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを市民及び議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。
- ・市長は、公正で透明な市政運営にあたる。
- ・市長は、市民が幸せに暮らすまちを目指して、市民の権利を擁護し、生命及び財産を守る。

(2) 執行機関の役割

【検討内容】

- ・条例全体の内容を勘案して、後々決定する。
- ・岸和田市自治基本条例第12条を参考に条文を追加する。

※岸和田市自治基本条例

第12条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市は、多様な媒体を積極的に活用し、市政情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。
- ・市は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たす。
- ・市は、組織間の連携及び調整により、総合的な行政サービスを提供する。
- ・市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。

(3) 職員の責務

【検討内容】

- ・公益通報の趣旨を挿入する。※逐条解説で説明する。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・職員は、自らの職務が市民の信託に由来することを自覚し、誠実、公正、かつ、能率的に職務を遂行するとともに市民と協働の視点に立ち、市民の信頼獲得及び満足度の向上に努めなければならない。
- ・職員は、行政運営に違法若しくは不当のおそれがある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正を図り、行政運営を常に適法、かつ、公正なものにするよう努めなければならない。

6 情報の共有

条例に盛り込みたい内容

(1) 情報提供

- ① 市政に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供すること。

(2) 説明・応答責任

- ① 政策の立案、実施及び評価の各過程において、説明責任を果たすこと。
- ② 市政に関する要望、意見、苦情等に速やかに対応し、その結果を公表すること。

(3) 個人情報の保護

- ※ 下村教授に確認

(4) オンブズマン

- ※ 不要

(1) 情報提供

【検討内容】

- ・「まちづくり」という言葉に限定しない。
- ・情報の公開ではなく提供が良い。
- ・情報の提供は広く市民の意見を求めるために実施するもの。
- ・市は、市政に関する情報の収集及び適切な管理に努め、市政に関する建設的、かつ、創造的な情報について速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供しよう努める。
- ・「市政運営に関する効率的、かつ、効果的な情報」、「市民の生活に密接に関係する情報」などの検討

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例に定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開する。
- ・市は、市政に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供しよう努める。

(2) 説明・応答責任

【検討内容】

- ・分かりやすくする。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、市民に分かりやすく説明しなければならない。
- ・市は、市民から市政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、内容を検討して、その結果

及びそれにいたる理由を回答し、かつ、その概要を公表するものとする。

(3) 個人情報の保護

【検討内容】

- ・個人情報保護条例で明確に保護されており不要である。

(4) オンブズマン

【検討内容】

- ・嘉麻市の規模では、行政相談員・行政区長など相談できる存在が身近であり、市の設置するオンブズマン制度は不要ではないか。

7 参画

条例に盛り込みたい内容

(1) 参画の保障

- ① 市民が参画する機会を保障すること。
- ② 市民が参画できないことによって不利益を受けることがないように配慮すること。

(2) 意見聴取の対象

- ① 重要な計画、条例の制定等については、市民に情報を提供し、意見を求めること。

(3) 説明責任

- ① パブリックコメントについては、速やかに回答し、公表すること。
- ② 附属機関等の委員の選任については、中立性の保持と公募に努めること。
- ③ 附属機関等の会議及び会議録概要を公開するよう努めること。

(1) 参画の保障

【検討内容】

- ・第1章総則3項定義規定及び第3章市民の権利と重複しないよう、参画の保障とする。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議会および市長等は、意見聴取その他の施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。
- ・議会および市長等は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう、配慮しなければならない。

(2) 意見聴取の対象

【検討内容】

- ・山田市市民参加条例第7条市民参加の対象及び岸和田市意見聴取の手續に関する条例第4条第5条を参考にして参画の対象を定義づける。
- ・「参画」の手段には意見聴取、住民投票等が考えられるので、ここでは意見聴取の対象について定義する。
- ・市は、市民生活に重要な影響を及ぼす次に掲げる施策を実施するときは、市民に当該施策に関する情報を提供し意見を求めなければならない。
 - ①総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定、変更または廃止
 - ②市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定およびその利用や運営に関する方針またはそれらの変更
 - ③次に掲げる条例の制定、改正または廃止
 - ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民等に義務を課し、または権利を制限する条例

ウ 市民生活または事業活動に直接、かつ、重大な影響を与える条例

④市民生活または事業活動に直接、かつ、重大な影響を与える施策の実施、変更または廃止

⑤前各号に掲げるもののほか、特に市民の意見を反映させる必要がある施策

- ・市は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、意見聴取手続を実施しないことができる。ただし、第1号の規定に該当する場合において意見聴取手続を実施しないときは、施策等の実施後に市民等の意見を聴取するよう努めるものとする。

①迅速または緊急を要するもの

②定型的または経常的に行われる行政事務

③軽易な行政事務

④市の機関内部の事務処理に関する事項

⑤市の権限に属さないもの

⑥金銭徴収に関するもの

⑦法令の規定による直接請求により議会に付議するもの

⑧前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる事項

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議会及び市長等は、市民生活に重要な影響を及ぼす計画の策定、条例の制定、改廃または施策を実施しようとするときは、市民に当該事業に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- ・意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

(3) 説明責任

【検討内容】

- ・市民の参画を促すために、いろいろな方々に対し、可能な限りの方法で情報を提供するように努めることを規定する（ただし、不当要求及び暴力的不当要求行為に関しては除く）。また、審議会等の公募並びに会議及び会議録概要の公開に努めることを規定する。
- ・審議会、パブリックコメント、ワークショップ、公聴会、アンケート調査等から適切な方法を選択する。
- ・岸和田市自治基本条例第23条も参考にする。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市長等は、意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して可能な限り回答し、これを公表するように努めるものとする。
- ・市長等は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を選任する場合は、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、その委員の一部を公募するように努めるものとする。
- ・市長等は、審議会等の会議及び会議録概要を公開するように努めるものとする。
- ・前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録概要の公開に関する手続きその他必要な事項については、別に条例で定める。

8 協働

条例に盛り込みたい内容

(1) 協働の原則

- ① 市民、議会及び市長等は、協力してまちづくりを行うこと。

(2) コミュニティ

- ① コミュニティ団体の公益活動に対し、支援すること。

(1) 協働の原則

【検討内容】

・協働のイメージ

- ①清掃などの環境美化（公園、道路）
- ②まつりなどの地域おこし
- ③地域のお年寄りを見守る
- ④滞納整理
- ⑤地域の防犯
- ⑥子育て（見守り、在宅支援、一時預り）

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市民、議会及び市長等は、それぞれの役割や責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、協力してまちづくりをすすめることを原則とする。

(2) コミュニティ

【検討内容】《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・議会及び市長等は、自発的、かつ、自主的に行われる非営利の活動で、様々な分野で社会的な課題を解決し、よりよい社会づくりに寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、その活動を促進するための適切な施策を講じなければならない。

9 住民投票

条例に盛り込みたい内容

(1) 住民投票の発議及び請求

- ① 市政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができる。
- ② 住民投票制度は、非常設型とする。
- ③ 選挙権を有する住民は、50分の1以上の連署により、条例制定を請求できる。
(議員は、12分の1以上の賛成により条例制定の発議)
- ④ 住民投票の結果は、尊重されなければならない。

(1) 住民投票の発議及び請求

【検討内容】

- ・住民投票について
 - 自治基本条例の中心的、かつ、住民関心の高い項目であるため住民投票を盛り込むべきである。
 - ・地方自治法との関係について
 - 「住民の50分の1の連署や議員の12分の1の賛成」等の文言については、住民の直接請求権や議員の議案提出権として自治法に位置づけてあり、あえて記述する必要があるか？
 - あえて記述することの方が親切でわかりやすいので、自治法の再掲になるが、文言として残す。
 - ・常設 or 非常設
 - 常設型だと分かりやすく個別条例を提案する必要がなく迅速に対応できるが、投票資格、投票方法、成立要件などについて、案件ごとに個別に定める方が選択肢に柔軟性があり、また、現実的と考え、非常設とする。
 - ・住民投票の再請求の制限について
 - 住民投票は自治事務であり事務執行に関する補助金等は期待できないにも関わらず、大きな経費が必要となることが想定されるため、同一内容での住民投票再請求について4年間は制限すべきである。
 - ・個別の住民投票条例での配慮事項
 - 住民に直接関係のある重要な事項についてのみ住民投票が行われるものであり、投票については十分な関心があるはずである。また、一部の住民のみの利益制度とならないためにも、投票率が50%未満の場合は開票しないなどの工夫を行うべきである。
- 〈参考〉 H19.4.8 県知事投票率 60.48% H19.4.22 市議投票率 76.16%

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため住民投票を実施することができる。
- ・住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。
- ・議員、市長の選挙権を有する住民は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。
- ・議員は、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票条例の制定や住民投票の実施等を発議することができる。
- ・市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

☆ 住民投票に参画できる資格

【検討内容】

- ・未来を担う若い世代の投票が望まれる。(特に中学生以上なども考えられないか?)
- ・選挙人登録名簿の関係上、対象者を拡大すると、労力やシステムまで影響がかり経費増となる。
- ・国でも成人要件や選挙資格の議論が行われている状況下、先んじて判断する必要はないのでは。
→ 20歳以上とする。
- ・定住外国人の国政選挙への参加は難しくても住んでいる地域のことなので参加してよいのでは。
- ・定住外国人の選挙資格については、国でも議論が行われている状況下、先んじて判断する必要はないのでは。
→ 住民とする(定住外国人は含まない)。
- ・住民投票については、非常設型とするので、条例の規定には盛り込まないものの、基本的な考え方としては、投票権は、公職選挙法に基づく選挙権を有するものとする。

10 国その他の機関との連携

条例に盛り込みたい内容

(1) 市外の人々との連携

- ① 市民、市の執行機関及び議会は、共通するまちづくりの課題について市外の人々と連携し協力するものとする。

(2) 自治体・国との連携

- ① 他の自治体や国、関係機関と連携し、協力すること。

(1) 市外の人々との連携

【検討内容】

- ・交流人口の増加に伴い、市外の人々との連携や協力は必要である。
- ・河川浄化等の共通課題について、市外の人々との連携や協力は必要である。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市民、市の執行機関及び議会は、共通するまちづくりの課題について市外の人々と連携し協力するものとする。

(2) 自治体・国との連携

【検討内容】

- ・地方分権一括法で、国・県・市町村の間には上下関係がなく対等であると明記されているが改めて規定する必要がある。
- ・「国・県・市町村は対等である」ということを改めて市民に認識してもらうためにも必要である。

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市は、国・他の地方公共団体・その他関係機関と共通する課題について、連携・協力を図り、その解決に努めるものとする。

1 1 条例の検討・見直し（検証）

条例に盛り込みたい内容

(1) 条例の見直し

- ① 5年を超えない期間ごとに市民の意見を聴いたうえで条例の見直しを検討する。

(2) 市民委員会の設置

- ① この条例の趣旨に則りまちづくりに関する施策又は制度が実施されているかを評価し公表する。
- ② 評価にあたっては、市民委員会の意見を反映すること。

(1) 条例の見直し

【検討内容】

- ・期限を定めて見直す必要がある。
- ・「市民の意見を聴いたうえで」という規定が必要である。
→ 市民の意見を聴いたうえで、条例の見直しの検討をする。
- ・先進事例は5年を目途に見直し検討としている。
- ・5年は妥当な期間と思う。あまり短期間だと市民に浸透できない。
→ 見直し検討期間は5年とする。
- ・札幌型の方が分かりやすい。
- ・岸和田市は同じことを謳っている。
→ 札幌市の条例見直し規定を採用する。（札幌市第32条）

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市長は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市民委員会の設置

【検討内容】

- ・先進事例では、条例の運用や見直しまで所掌しているようだが、見直しに市民の意見を聴いたうえで検討することになるため常設附属機関としては不要では。
- ・チェック機能のみの委員会を設置すればよいのでは。
→ 市が評価し、評価について市民の意見を反映させる札幌市の規定を採用する。（札幌市第31条）

《具体的な条文案または盛り込みたい内容》

- ・市長等は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
- ・市長等は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

○ 資料

資料1 自治基本条例を検討する際に調査した用語（職員PT調べ）

【用語一覧（母音別に整理）】

○あ行

- ①応答責任 ②オンブズマン ③一体性 ④NPO

○か行

- ⑤基本理念 ⑥基本原則 ⑦公共サービス ⑧公共、公共の領域 ⑨コミュニティ ⑩議会の責務
⑪議員の責務 ⑫個人情報（保護） ⑬協働 ⑭規則

○さ行

- ⑮最高規範性 ⑯住民自治 ⑰自治 ⑱自助・共助・公助 ⑲市民の権利 ⑳市民の責務
㉑市民の義務 ㉒市民の融合 ㉓自立性 ㉔社会的貢献活動 ㉕市民（の範囲） ㉖住民
㉗市長の責務 ㉘市の執行機関 ㉙情報提供 ㉚情報共有 ㉛説明責任 ㉜参画 ㉝参加
㉞市民参加 ㉟審議会 ㊱諮問 ㊲住民投票 ㊳常設型住民投票 ㊴総合計画 ㊵条例
㊶市の出資法人 ㊷自治基本条例 ㊸組織

○た行

- ㊹男女共同参画 ㊺地域の範囲 ㊻定義 ㊼定住外国人

○は行

- ㊽パブリックコメント ㊾法令解釈

○ま行

- ㊿まちづくり

○や行

- ㉑要綱

○ら行

- ㉒連携

【用語の意味】

○ あ 行

キーワード	意味
①応答責任	職員は、市民からの質問やお尋ねなどに対し、適切かつ明確に回答しなければならないとする責任を有すること。
②オンブズマン	スウェーデン語『OMBUDSMAN』が言語であり、代理人などと訳されている。一般的には、市民の権利と利益を守る代理人として、行政の監視を行う任務を持つ職とされている。1809年スウェーデンで創設されたオンブズマン制度は、国民と行政のかかわりが増大している中、1970年代に入ると急速に各国へ普及した。
③一体性	全体がまとまって一つとなる性質もっていること。 またそのような状態・傾向にあること。
④NPO（エヌピーオー）	‘NPO’は、‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、意味を正確に伝えるためには、「民間非営利組織」と訳するのがよいと思います。「民間」とは「政府の支配に属さないこと」「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益があがっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」「組織」とは、「社会に対して責任ある体制で継続的に存在する人の集まり」と説明できます。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、NPOは社会的な使命を達成することを目的にした組織であるといえます。社会的なサービスを提供するには、政府・自治体などが行おうとすれば広く多くの人の理解が必要です。また、企業は利益が上がる見込みのないサービスを提供することは考えにくいものです。NPOとは、こうした政府・自治体や企業では扱いにくいニーズに対応する活動を自発的に行う組織です。一方、制度の改革に取り組むなど、社会的な問題を解決するために活動する団体もあります。こうした活動も、NPOの重要な社会的な役割として欠かせないものです。

○ か 行

キーワード	意味
⑤基本理念	どうあるべきかという根本的な考え方
⑥基本原則	大部分のものごとにあてはまる基礎となる法則
⑦公共サービス	「公共サービス」…広く社会一般の利益の増進や社会全体の課題解決を目的とした活動全般。
⑧公共、公共の領域	「公共」…社会一般。おおよげ。また、社会全体あるいは国や公共団体がそれにかかわること。 「公共の領域」…公共が担う範囲
⑨コミュニティ	【community】日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会。
⑩議会の責務	地方自治法 第96条 普通地方公共団体の議会は、以下に掲げる事件を議決すること。 ○条例を設け又は改廃すること。○予算を定めること。○決算を認定すること。○地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。○基準に従い条例で定める契約を締結すること。○財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。○不動産を信託すること。○種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。○負担付きの寄附又は贈与を受けること。○法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。○条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。○地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟和解斡旋、調停及び仲裁に関すること。○法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。○普通地方

キーワード	意味
	<p>公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。○その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項</p> <p>我が国の地方自治体は二元代表制をとっており、その一翼を担う議会は、執行機関とは独立・対等の関係にある。議会には、その重要な機能として、地方自治体の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがある。</p> <p>住民の直接選挙により選出される長と議会は、両者とも住民を代表する機関であるが、長が独任制であるのに対して、議会は複数の代表で構成された合議制の機関であることに特徴がある。したがって、議会は、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、審議の過程において様々な意見を出し合い、課題や論点を明らかにしながら合意形成し、政策を決定していくことが期待されている。</p> <p>団体意思の決定に関する議会の権限については、地方自治法第96条第1項において、条例の制定又は改廃、予算の決定、決算の認定など15項目が明示されているが、さらに必要に応じて議会の議決すべき事件を条例で定めることができる旨規定されている。</p> <p>執行機関の監視・評価に関する議会の権限については、地方自治法第100条に基づく「100条調査権」や、地方自治法第98条第1項に基づく「検査権」や同条第2項に基づく「監査権」などが、制度的に保障されている。また、議員個人の権限として、当該団体の行政事務全般について口頭で執行機関の見解を求めることができる「一般質問」が認められており、執行機関を批判・監視するうえで重要な機能となっている。</p>
⑪議員の責務	<p>市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい理解を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の運営を確保しなければならない。</p>
⑫個人情報（保護）	<p>「個人情報」とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市個人情報保護条例⇒個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報で、市の職員がその職務に関して作成又は取得し、市の職員が組織的に用いるものとして、市が保有している文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に記録されているもの。 ・個人情報の保護に関する法律⇒生存する個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
⑬協働	<p>○協働の概念</p> <p>近年、この協働の概念は日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつである。例えば、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをする。または、協働した方がサービス供給や行政運営上の効率が良いとされる場合に協働のまちづくりが推進される。こうした発想を補完性の原則という。</p> <p>○協働の主体</p> <p>およそ、まちづくりにおける協働の主体は、市民である。一般的には行政と市民という表現もなされることも多い。但し、市民とは必ずしも地域住民に限定されるものではなく、NPOをはじめ、企業などの企業市民も含まれ、また、地域の一員という意味では行政もまた行政市民という名の市民である。協働は責任と行動において相互に対等であることが不可欠であり、行政も地域の一員として、市民の目線で協働に携わることが望ましいとされる。故に協働とは、あらゆる市民が相互に連携し主体的にまちづくりに寄与していくことが本義であるといえる。</p>
⑭規則	<p>規則は、地方公共団体の長の決裁のみによって制定される。一定の事項については、規則で定めることとされている。予算を伴う規則については、条例と同様に必要な予算上の措置が的確に講ぜられるまでは、制定されないと規定されている。（地方自治法第222条）条例の公布手続きが準用され、公布しなければ住民に対して効力が発生しないこととなる。</p>

○ さ 行

キーワード	意味
⑮最高規範性	<p>・一般に、「最高法規性」といった場合は法体系の中での位置づけ（上下関係）を指し、「最高規範性」といった場合にはその自治体の基本的な最高規範であることを意味すると考えることができる。</p> <p>・「憲法」は「国の最高法規」であり、「その条規に反する法律、命令等はその効力を有しない」のに対し、「自治基本条例」は「自治条例に反する条例は無効」とは規定できない。</p> <p>以上のことから、「自治基本条例における最高規範性」とは、憲法のように法的拘束力を有するものではなく、「最大限尊重すべき性質を有するもの」とであると言える。</p>
⑯住民自治	<p>地方（国の中に存在する地域）における政治行政を、国からの関与（国の官僚）によらず、その地方の住民又はその代表者の意思に基づき行うこと。</p> <p>そのため、住民自治は、地方自治の本質的要素である。</p> <p>間接民主制の方法を原則とし、それを補完するものとして直接民主制の方法を採用しているのが普通である。（住民投票等の直接参政制度を補完的なものとして置いている。）</p> <p>※行政運営に住民が自発的かつ積極的に参画する直接住民の責任による自治運営のこと</p>
⑰自治	<p>地域内の住民を構成員として、行政を行うために、国から分与された権利</p> <p>※自治行政権（自治財政権・自治組織権を含む）及び自治立法権を法律に抵触しない限り、保障したものである</p>
⑱自助・共助・公助	<p>身の回りの問題は、まずは個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それでもできない問題は行政が解決する、つまり「自助」で解決しないものは「共助」で、「共助」でできないものを「公助」で実施するという基本的な考え方に立ち行政サービスを提供します。</p> <p>自助「個人や家族の助けあいで行うこと」</p> <p>共助「地域の助けあいで行うこと（市民活動や自治会活動、NPO活動など）」</p> <p>公助「行政が行うこと」</p>
⑲市民の権利	<p>市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を持ってまちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。また、等しく行政サービスを受ける権利や市の保有する情報を知る権利も有します。</p>
⑳市民の責務	<p>市民の責務は、あくまでも市民の努力目標であり、市民の皆さんが地域の課題や市政に関心をもち、自らの知識や経験を市政に生かすために、自主的に行うものです。また、自らの意見や提案などが、まちづくりに反映されるという自覚のもとに、発言と行動には責任を持つ事が必要とされます。</p>
㉑市民の義務	<p>一般的には納税の義務。自治基本条例において、市民の義務は責務との違いを明確にし、条例策定すること。</p>
㉒市民の融合	<p>市民が地域の文化や地域コミュニティと融合する事。</p>
㉓自立性	<p>他からの経済的、精神的支配を受けず、自分の力で物事をやっいていこうとする性質。</p> <p>「行政(市)の自立」慢性的な財源不足を解消する。</p> <p>「住民の自立」自分でできることを行政に頼らずに解決する。</p>
㉔社会的貢献活動	<p>共同生活を営む人々の集団である地域（市や行政区など）の発展・繁栄を積極的に助長する効果的な運動。</p>
㉕市民（の範囲）	<p>市民・・・市の住民。市に住民登録をしている人。</p> <p>◎他自治体の条例上の定義</p> <p>・札幌市自治基本条例第2条第1項</p> <p>この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>※札幌市以外の自治基本条例においても、ほぼ同義の定義規定がある。</p>
㉖住民	<p>住民・・・その地域一帯に住んでいる人びと。◎他自治体の条例上の定義・豊島区の自治に推進に関する基本条例第2条第1号住民・・・豊島区の区域内に住む人。◎日本国憲法上の定義・第93条第2項地方</p>

キーワード	意味
	公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。→公職選挙法第9条第2項の規定より、「住民」とは、市町村の区域内に住所を有するものと思われる。
㊸市長の責務	市長の責務は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を執行しなければならないことである。それはつまり、①市長は市民の意向を適正に把握し、市政運営の方針を明らかにし、まちづくりを推進しなければならない。②市長は市の職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければならない。③市長は率先して地域の活性化に努めなければならない。ということである。
㊹市の執行機関	執行機関とは地方自治法第7章に規定されており、一般的に次のように定義されることが多いようです。「市の執行機関とは、市長、(市役所及びその施設等機関、)教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。」
㊺情報提供	情報公開条例による情報開示申請→情報開示といった市側からすれば受動的なものではなく、市側から積極的に市の情報を開示していくこと。
㊻情報共有	「情報共有」とは、正確な情報を相互に提供し保管し、いつでもその内容を知りえる状態のこととされています。
㊼説明責任	「説明責任」とは、「アカウントビリティ」とも呼ばれ、政府や企業などの社会に影響を及ぼす組織が、消費者、地域住民など、間接的に関わりを持つ人々にその活動、内容及び結果等の報告をする義務のこととされています。
㊽参画	住民参画(じゅうみんさんかく)とは、情報公開、住民の意見聴取といった従来の「住民参加」にとどまらず、多様な住民意見を反映し、住民の視点を生かした政策を行うために、地域政策の計画立案、意思決定において、行政と住民との意見交換、合意形成を行うこと。(英: Public Involvement)
㊾参加	○ある目的をもつ集まりに一員として加わり、行動をともにすること。
㊿市民参加	○行政活動に市民の意見を反映するため、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまで、市民が様々な形で参加すること。
㊽審議会	国(政府)または地方自治体などの行政庁に付随する行政機関、あるいは民間の組織などに任意に設けられる合議制の諮問機関の名称の一つ。
㊽諮問	一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。
㊽住民投票	地方公共団体における直接民主制の一つ。地方公共団体が、一定の事項の可否をその地域(自治体等)の住民投票によって決定する制度。議会の解散請求、議員・長の解職請求や、特定の地方公共団体だけに適用される特別法を制定する場合などに行われる。
㊽常設型住民投票	常設型の条例の場合は、条例に定める案件が生じた場合に、一定の仕組みで住民投票を行うことになるため、必要な場合迅速に対応できるという利点がある。
㊽総合計画	地方自治法第2条第4項で地方自治体ごとに策定することが定められている長期計画(おおむね10年程度)で、一般に基本構想(将来フレーム)と基本計画(基本フレームの実現手段、つまり政策)の2層構造になっている。基本構想は、議会の承認(つまり、市民の承認)が必要で、地方自治体が行う全ての事業は、この総合計画をもとに立案/運営されることになっているため、俗に「地方行政の憲法」と言われている非常に重要な計画である。
㊽条例	地方公共団体の議会が制定する。その地方公共団体の事務に関して定めることができる。自治事務、法定受託事務いずれについてもさだめられる。また、法律の委任に基づいて制定することもある。住民に義務を課し、又はその権利を制限するには、原則として条例によらなければならない。一定の範囲で刑罰を定めることができる。
㊽市の出資法人	出資とは、対象となる団体に資金を提供することを指し、法人とは、法律上の権利義務の主体とされるもので、一定の目的のために結合した人の集団や財産について権利能力(法人格)が認められるものであり、公法人と私法人、社団法人と財団法人、営利法人と公益法人・中間法人などに分けられる。市の出資法人

キーワード	意味
	とは、社会経済情勢の変化に対応し、市が機動的かつ弾力的に実現しようとする多様な行政目的の確実かつ効果的な達成に関し法人を通じて図るために出資した法人である。
⑭自治基本条例	自治基本条例とは、その地域における自治の基本原則や、行政の基本ルールなどを定めるもので、「自治体の憲法」ともよばれる。2000年に地方分権一括法が施行され、自治体の位置づけが、それまでの国の下請機関的なものから、国と対等な「地方の政府」へと大きく変わった。つまり地域の将来像をみずから描き、地域の個性を生かした街づくりを主体的に進めていく権利と責任ができたのである。自治に関する基本的な制度は地方自治法をはじめとする国の法令に定められているが、それらを地域、市民の視点からとらえ直す（自治の再定義）とともに、国の法令に規定されていない自治の原則を新たに提起して自治体系を確立し、条例という形で法的根拠を持たせるねらいがある。01年4月に北海道ニセコ町が施行したのが最初で、その後、策定する自治体が増えている。
⑮組織	<p>特定の役割・機能を持つ人々が集まって一つの秩序ある集団を構成すること。</p> <p>「意識的に調整された、2人またはそれ以上の人々の活動や諸力のシステム」という定義が有名。</p> <p>組織は人々の集まりではあるが、集団や群衆とは区別され、集団や群衆には存在しない以下のような特徴がある。</p> <p>○共通の目標</p> <p>組織には、組織に属する構成員（メンバー）間で共有される共通の目標が必要である。このため同じ時刻・同じ場所に居て同じ行動をとる人々の集まり（例えば劇場に集う観客など）は組織とは言わない。</p> <p>○分業と調整のメカニズム</p> <p>組織には、複数人で共通の目標を達成するにあたって必要な組織全体の仕事の分業と調整を行うメカニズムが必要である。共通の目標が人々によって共有されていても、個々人が個別的に仕事を遂行するならば、それは組織とは言わない。</p>
○ た 行	
キーワード	意味
⑯男女共同参画	<p>○男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。（基本法）</p> <p>○男女の人権が平等に尊重され、社会の対等な構成員として、性別で差別されることなく、あらゆる分野でその個性と能力が発揮できること、そして、対等に社会的責任も果たしていくことをいいます。（品川区）</p>
⑰地域の範囲	地形や行政管轄などの観点から、何らかの意味でひとまとまりのものとして他と区別される土地の広がり。
⑱定義	<p>概念の内容や用語の意味を正確に限定すること。</p> <p>法律においては、『定義』が定まっていないと無効となる可能性がある。「定義」の存在は、必要条件である。</p>
⑲定住外国人	日本社会に長期間、生活の本拠を持ちながら日本国籍を有しないひと。

○ は 行

キーワード	意味
④⑧ パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）に、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。
④⑨ 法令解釈	<p>①意味</p> <p>個々具体的な事例に対しある法令や条例を適用することができるかどうかについて、法令や条例の趣旨や目的を検討し、法文や用語の意味を分析して適切な結論を導き出すこと。</p> <p>②法令解釈の基本的姿勢</p> <p>文理解釈・・・法文の文言に即して結論を導く解釈</p> <p>論理解釈・・・法文の文言から多少離れても法令全体の趣旨や目的を尊重する解釈</p>

○ ま 行

キーワード	意味
⑤⑩ まちづくり	自分たちが住むところ（まち）を、将来へむかって安心して住み続けられるように創っていくこと

○ や 行

キーワード	意味
⑤⑪ 要綱	根本的な重要な事柄、またそのような重要事項をまとめあげたもの。「要綱」は法的拘束力をもたないものなので、自治立法の範疇にはあたらない。条例を制定する手段として地方公共団体の行政において活用されている。要綱は、行政運営上、重要な内部事務の取り扱いについてまとめたもの、補助金の交付基準や給付事務の取り扱いについてまとめたもの、規則的な行政指導をするにあたって、その内容をまとめたものに分類される。

○ ら 行

キーワード	意味
⑤⑫ 連携	互いに連絡をとり協力して物事を行うこと

資料2 その他前文案

その他の案 1

私たちのまち嘉麻市は、福岡県の中央に位置し、古処・屏・馬見連峰をはじめとする豊かな山々に囲まれた緑豊かな美しいまちです。先人たちは、まちの中央を流れる遠賀川の恵みを受け伝統や文化を育んできました。

私たち市民は、先人たちが大切に守り続けてきた、豊かな自然や伝統、文化を受け継ぎ、未来に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、豊かな地域社会を形成し、伝統と文化を後代に継承するために、ふるさとに誇りを持ち、主権者である市民一人ひとりが主体となって、役割を分担し、自らの責任を果たし、ともに助け合い、協力しなければなりません。

私たちは、お互いに個人として尊重されるとともに、自らの意思と責任に基づいて主体的に行動することを自治の基本理念として定め、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

私たちは、地方自治の本旨に基づき、自治の更なる進展のために嘉麻市における自治の基本理念を共有し、約束するため、ここに自治基本条例を制定します。

その他の案 2

緑香り、市民が輝く私たちのまち嘉麻市は、それぞれがお互いに悠久の歴史を育んできた山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町の合併により様々な表情を持つまちとして誕生しました。

しかし、少子高齢化や財政状況の悪化など、嘉麻市を取り巻く環境は決して楽観できるものではありませんが、私たちは先人から受け継いだこのまちを、さらに豊かなものとして次世代へ引き継ぐ責務があります。

このことを基本理念と位置づけ、私たち市民は広い視野を持ち、積極的な市政への参加、議会及び行政との協働により、自らの意思に基づく自治の実現を図る必要があります。

こうした認識のもと、市民一人ひとりが自治の主体であるという地方自治の原点に回帰し、私たちのまちは私たちの手で舵をとるべく、最高規範としてこの条例を制定します。

その他の案 3

私たちのまち嘉麻市は、市全体の七割が森林と耕作地で、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊かな自然環境に包まれて、文化や伝統を培い、これまで歴史を刻んできました。

そして、暮らしやすいまちをめざした市民の活発な活動が、環境や文化、福祉や産業など多くの分野で展開され、市民生活を育んでいこうとしています。私たちは、この条例では「市民であることが誇りに思えるまち」を築くことをまちづくりの究極の目標とし、それを実現するために、私たちはこうしたまちを育てる活動を大人から子どもたちへ確実に引継ぎ、発展させていかなければなりません。

こうした中、地方分権の時代を迎え、自治体は今まで以上に「地域のことは地域で考え地域で決める」という自己決定・自己責任に基づいて行動しなければなりません。今まさに市民の意思に基づく自治体運営を実現することが求められています。「情報共有」、「市民参加」、「協働」をまちづくりの基本原則として、市民自治によるまちづくりをすすめることとしています。

こうしたことを踏まえ、私たちはあらためて、市民がまちづくりの主体であることを確認し、この決意を共有し、ここに本市の自治体運営の基本ルールとして、嘉麻市自治基本条例を定めます。

その他の案 4

私たちの嘉麻市は、福岡県のほぼ中央に位置し、市内を南北に流れる遠賀川の恵みをうけた緑豊かな大地と先人の英知と努力により伝統文化を育み、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。

しかしながら、地方分権の進展や少子高齢化、財政悪化など私たちを取り巻く環境はきわめて厳しいものになっている今日、私たちには、恒久平和の実現と基本的人権の尊重を基に、先人が守り育てた文化や自然などの地域財産をいかにしながら、市民と議会及び行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いに連携を深めながら、

市民が心豊かで、安心、安全に暮らすことができる新たなまちづくりが求められています。

この条例は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を明らかにするとともに、市民の市政への参画と協働のまちづくりに関する事項を定めることにより、分権の時代にふさわしい地方自治を確立していくための規範として、ここに嘉麻市立自治基本条例を制定します。

その他の案 5

私たちの嘉麻市は、福岡県の中央部に位置し、南北に流れる遠賀川や周辺を取り巻く森林など恵まれた自然により、こころやすまる景観、おいしい水、豊かな農産物を授かり、ふるくから様々な文化が発達してきたまちです。

私たちは、先人たちが守り続けてきたこれらの自然と培われてきた文化を引き継ぎ、更に良いものとして次世代にバトンを渡す責任があり、すべての市民一人ひとりの人権が尊重され、郷土愛あふれる、やさしさに満ちたまちにしたいと考えています。

このため、私たちは自らの権利と責務を重く受け止め、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動し、私たちのまちを私たちみんなの手で築く自治の基本理念を明確にするために市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、嘉麻市の自治の最高規範として、ここに嘉麻市自治基本条例を制定します。

その他の案 6

私たちのまち嘉麻市は、古くからアジアの影響を大きく受けて個性ある伝統・文化を築いてきた。また過去には日本の産業エネルギーの一翼を担い、現在の日本の発展に大きく貢献してきた歴史がある。

しかしながら、石炭から石油へのエネルギー変換と石炭六法の廃止に伴い人口が減少し、子供の数は減り、高齢化率は増加しわがまちを取り巻く環境はいつそう厳しくなっている。

そのため、「人が宝」の考えを持ち地域のリーダーを育成し新たな発想のできる人材（人財）を発掘し、将来的には産炭から産人のまちへ変って行かなければならない。

これからの嘉麻市を次世代に引き継ぐ為にこどもたちの社会参加により、ふるさとへの愛着心が持てるようこどもの目線でのまちづくりも考えていく。

またおとなたちは地域のこどもは地域が育てるという意識を持ち、安心・安全なまちづくりをこどもたちとの交流で築いていくことが重要である。

私たちはこのような認識のもと嘉麻市の未来が協働する市民主体のまちとなるよう願いここに嘉麻市自治基本条例を制定する。

その他の案 7

私たちのまちは、福岡県の中央部に位置し、遠賀川の源流から流れる清らかな水のもと、心豊かな人、四季折々の実り、豊かな自然に恵まれた愛情がいっぱいのまちです。

平成18年3月27日、山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町が合併し、嘉麻市が誕生しました。かつて、先人たちは「石炭」という大きなうねりのなか、知恵を出し、そして力を合わせ、伝統と文化を守り、継承してきました。

今この嘉麻の里の住人として、先人の教えを引き継ぎ、新たな一步を踏み出そうとしています。主役である住民が自らの意思に基づき、議会、行政と力を合わせ、これからの嘉麻市をつくりあげなければなりません。

私たちは、これから輝く未来に向けて、子どもからお年寄りまで一人ひとりがいつもでもワクワクできるような、笑顔あふれる楽しいまちをつくるため、ここに、まちづくりの最高規範として、嘉麻市自治基本条例を制定します。

その他の案 8

地方分権時代が進展する中、日常生活圏として強い結びつきを持つ山田市、稲築町、碓井町、嘉穂町の1市3町が平成18年3月に合併し、嘉麻市が誕生しました。

私たちのまち嘉麻市は、福岡県の中心に位置し、南部の山林を源とする母なる遠賀川の恵みに満ちた豊かな自然と、先人達の英知とたゆまぬ努力で築いてきた素晴らしい歴史・文化にあふれた地域として発展してきました。嘉麻市民は、この先人達から引き継がれた貴重な財産を、大切に守り育て、将来へと引き継がなければなりません。

私たち市民は、市民一人ひとりを大切にし、だれもが、健康で安心して快適に住みやすいまちづくりを目指し、そして、次の世代を担う子ども達に輝く未来を創造する責任があります。

こうしたことを踏まえ、私たち市民は、自分達が住み、暮らす地域のことは、自らが決め、自らが責任を持つという自己決定・自己責任のもと参画し、行政と協働し、互いに力を合わせ個性豊かで活力に満ちた地域社会を自らの手で実現するために、本市の自治体運営の基本ルールとして嘉麻市自治基本条例をここに定め、新たな一歩を踏み出します。

その他の案 9

私たち嘉麻市民は、嘉麻市の豊かな自然、伝統と歴史を次代に継承し、嘉麻市を安心安全で市民が心豊かに暮らせる「まち」にすることを決意し、この条例を制定する。

そもそも私たちは、お互いを尊重する精神に基づくまちづくりに関し、意見を表明し、提案する権利を有するものであり、また、それによる福利を等しく受ける権利を有するものである。これは、地方自治普遍の本旨であり、この条例は、かかる本旨に基づくものである。私たちは、これに反する一切の条例、規則及び規程を排除する。

私たちは、嘉麻市民がひとしく健康、安心安全で心豊かに暮らせることを願う。そのため、地方自治の本旨を深く自覚し、地域における連帯感や信頼関係を築きながら、地域の課題や市政に関心をもち、自主的な行動により自らの知識や経験を市政に生ずることを決意するとともに、一切の暴力及び差別を否定する。

嘉麻市民は、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

その他の案 10

私たちのまち嘉麻市は、県央を流れる遠賀川の源流域に拓かれ、古くから命の糧を保つための屯倉が置かれたところ。先人たちは、その名に因むとおり豊かな自然の恵みを受けながら、農耕を生業として生活を営み、文化を育んできました。その歴史は、今日に至るまで連綿と引き継がれています。

一方、近代においては豊かな地下資源を産し、日本経済発展の一翼を担った時代もありました。しかし、現在は地域再生に向け、新しい生活基盤の創出に日々努力を重ねているところです。

このように私たちのふるさとには、“命の糧”と“文明の源”を、その歴史の中に刻み込んでいます。

今、日本の社会では、新しい潮流が起こっています。近隣する地域が、互いに手をつなぎ、支え合いながら生き抜こうとする動きです。この動きは、輪の連鎖としてそこに住む人々にも広がっていかねばなりません。

私たちは、今日に至るまでを支えてきた先人たちの生き方を真摯に学び、受けとめて、市民の一人ひとりが嘉麻市の今を支える主体となり、それぞれの役割を分担しながら、自らの責任を果たすため知恵と汗を流さなければならないと考えます。

すべての市民が幸せになるために、人を愛し、自然を愛し、平和を愛する心を常として、みんなの英知を結集し、新生嘉麻市を創造することを基本的な理念といたします。

ここに私たちは、自治の精神に基づいて、この地に生きる自分自身が、自らの幸福を求めて、それを成し遂げ、次代に生きるこどもたちへ実りある社会を引き継ぐために、嘉麻市のまちづくりを行うにおいて最も大切な規範として、嘉麻市自治基本条例を制定します。

その他の案 11

私たちのまち嘉麻市は、福岡県の中央に位置し、遠賀川の源流域のきれいな水資源と緑豊かな自然環境の恩恵を受けながら、先人たちのたゆみない努力によって伝統と文化を育み、今日まで発展してきた。豊かな自然

は、多彩な農産物を生産し、私たちの生命活動の源である食料を供給するだけでなく、数多くの四季折々の美しい景観である梅や桜の名所や多様な生物の保全を図るなど私たちの生活に多大な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年における社会経済情勢の変化は著しく、国際化や都市化の波のなか、子供の減少や高齢化が進むとともに、地方分権社会を背景に以前にも増して各自治体が特色ある安心で安全なまちづくりが求められるようになり、地方自治体を取り巻く環境は、いっそう厳しいものとなっている。

地方分権の進展により、自己決定、自己責任が問われる一方、市民のニーズはますます多様化してきており、このような状況に的確に対応するため政策の形成過程などへの市民参画の拡充が求められています。

市民との情報の共有化を進め、まちづくりへの市民参画を進めるとともに、協働による活力ある地域づくりを推進し、市民参画の基本となる条例等を前提とした行政に関する情報の積極的な提供や、市民参画型のまちづくりへの関心を高めることの重要性について理解を深めながら、市民全体で持続的な発展を図っていかねばならない。

私たちは、このような認識のもと、子育てNo1のまちづくりや心ふれあう人情のまちづくりなど、魅力ある嘉麻市を次世代に引き継ぐとともに、輝く未来への新たな一步を資するため、ここに、この条例を制定する。

その他の案 12

私たちの嘉麻市は古処、屏、馬見連峰の美しい自然と、この峰を源とする遠賀川の流に育まれた豊かな耕地が広がるまちです。この地はかつて石炭産業で栄え、日本の産業エネルギーの一翼を担ってきました。石炭産業衰退にも先人の努力により皆、力強く生き、伝統や文化を継承してきました。

そして、今、地方分権型社会や少子高齢化社会の到来など私たちを取り巻く社会情勢が大きく変化する中、私たちは将来にわたり住みよいまちとして嘉麻市を維持、発展させていかなければなりません。そのためには自らの地域は自らの手で築いていく意思をもって、私たちには市政への参加と議会及び行政との協働が求められます。

「産炭から産人のまち」へ、自ら考え、行動する市民主体のまちを目指します。

子どもから高齢者まですべての住民がいきいきと暮らす、安全安心なまちを私たちの手で築いていくために、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会、行政がよりよい関係の下、嘉麻市の自治を実現するための最高規範として嘉麻市自治基本条例を定めます。

その他の案 13

嘉麻市は、平成18年3月27日に山田市、稲築町、碓井町及び嘉穂町が合併し、誕生しました。

21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協働していかなければなりません。

そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会及び市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。

歴史を次世代へ引き継ぐという願いをその名に込めた嘉麻市では、市民一人ひとりが個人として尊重され、自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。

ここに私たちは、嘉麻市の最高規範として、自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。

資料3 職員PT設置要綱

自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 自治基本条例について庁内で検討するため自治基本条例策定検討職員プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、自治基本条例の目的や条例に盛り込むべき内容等について、行政の立場から検討する。

2 プロジェクトチームは、自治基本条例検討委員会の運営を支援する。

3 プロジェクトチームは、検討した内容等に基づいて、自治基本条例の素案を自治基本条例検討委員会と協働して策定する。

4 プロジェクトチームは、必要に応じて地域等説明会を実施する。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、20人以内をもって組織する。

2 プロジェクトチームの委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 公募職員

(2) 主管課長が指名する職員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年8月1日から平成21年3月31日までとする。

(リーダー及び副リーダー)

第5条 プロジェクトチームにリーダー1名及び副リーダー2名を置き、委員の互選により定める。

2 リーダーは、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集する。

(庶務)

第7条 プロジェクトチームの庶務は、主管課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

資料4 職員PT委員名簿

【委員】

氏名	所属	備考
上村 淳二	財政課 財政係	
大村 輝生	人事課 職員厚生 係長	
尾籠 拓自	福祉事務所 保護第4係	
鎌田 一誠	総務課 総務係 係長	
草野 秀紀	議事課 議事係	
組坂 英治	収納対策課 管理係 係長	
小林 純一	教育総務課 教育企画係	リーダー
柴田 きよみ	文化課 美術館係長	副リーダー
塚本 明弘	保護課 庶務係	
辻田 あずさ	土木課 土木係	
中原 秀人	総務課 総務係	
西野 浩	生涯学習課 スポーツ振興係長	
西野 由美	選挙管理委員会事務局 選挙係長	
林 恵子	生涯学習課 社会教育係	
平川 俊昭	高齢者介護課 介護予防係長	
廣谷 友紀	総合窓口課 生活環境係	
松隈 康典	福祉事務所 保護第4係	
溝口 圭太	監査委員事務局 監査係長	副リーダー
山田 昌郎	保護課 課長補佐	

(50音順)

【事務局】

氏名	所属	備考
大里 喜久雄	企画調整課長	
田中 義文	企画調整課 企画調整係長	
江藤 浩史	企画調整課 企画調整係	
西田 俊輔	企画調整課 企画調整係	
永島 祐樹	企画調整課 企画調整係	

資料5 職員PT開催経過

回数	開催日	主な内容
1	平成19年 8月 1日 (水)	○市長から辞令交付を受ける ○市長あいさつ ○下村教授講演 ○職員PT発足
2	平成19年 8月 31日 (金)	○会議の進め方協議 ○自治基本条例の概要協議 ○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議
3	平成19年 9月 14日 (金)	○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議 ○条例制定の必要性の協議 ○用語の抽出・調査
4	平成19年 9月 28日 (金)	○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議
5	平成19年10月12日 (金)	○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議 ○用語の抽出・調査
6	平成19年10月26日 (金)	○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議 ○用語の抽出・調査
7	平成19年11月 9日 (金)	○市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱協議 ○用語の抽出・調査
8	平成19年11月22日 (木)	○自治基本条例協議 必要性、効果、前文
9	平成19年12月13日 (木)	○自治基本条例協議 必要性、効果、前文
10	平成20年 1月10日 (木)	○自治基本条例協議 前文、総則、基本原則
11	平成20年 1月25日 (金)	○自治基本条例協議 前文、総則、基本原則
12	平成20年 2月 6日 (水)	○自治基本条例協議 基本原則、市民の役割
13	平成20年 2月22日 (金)	○自治基本条例協議 市民、議会、執行機関の役割
14	平成20年 3月14日 (金)	○自治基本条例協議 情報の共有、参画・協働、住民投票
15	平成20年 3月28日 (金)	○自治基本条例協議 住民投票
16	平成20年 4月24日 (木)	○自治基本条例協議 条例の位置づけ、条例の検討・見直し
17	平成20年 5月 9日 (金)	○自治基本条例協議 全体の見直し
18	平成20年 6月13日 (金)	○自治基本条例協議 報告書案
19	平成20年 6月27日 (金)	○自治基本条例協議 報告書完成